

豊山小学校いじめ防止基本方針

1 いじめの防止についての基本的な考え方

本校の教育目標には、「心身ともに健康で実践力に富む児童を育成する」があり、それを受けて、「命を尊び、互いを思いやり、協力し合う子」を目指す子ども像の一つにしている。心身ともに健康であり、互いを思いやる児童を育てていくためには、いじめは許されないことは言うまでもない。

いじめは、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす行為である。また、どの児童も被害者にも加害者にもなり得る。これらの基本的な考えを基に教職員が日頃からささいな兆候を見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的に対応していく。

何より学校は、児童が教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場でなくてはならない。児童一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組んでいく。そうした中で、児童が自己肯定感や自己有用感を育み、仲間とともに人間的に成長できる魅力ある「心の居場所」となる学校づくりを進める。

2 いじめ防止対策組織

「いじめ・不登校対策委員会」を設置し、いじめのささいな兆候や懸念、児童からの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないよう、組織として対応する。

校長、教頭、教務主任、校務主任、学年主任、生徒指導主任、保健主事、養護教諭等で構成し、必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を加える。

(1) 「いじめ・不登校対策委員会」の役割

ア 「豊山小学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認

- ・学校評価アンケートを行い、学校におけるいじめ防止対策の検証を行い、改善策を検討していく。

イ 教職員への共通理解と意識啓発

- ・年度初めの職員会議で「豊山小学校いじめ防止基本方針」の周知を図り、教職員の共通理解を図る。
- ・いじめアンケートや教育相談の結果の集約・分析・対策の検討を行い、実効あるいじめ防止対策に努める。

ウ 児童や保護者・地域に対する情報発信と意識啓発

- ・随時、学年だよりやホームページ等を通して、いじめ防止の取組状況や学校評価結果等を発信する。

エ いじめに対する措置（いじめ事案への対応）

- ・いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、正確な事実の把握に努め、問題の解消に向けた指導・支援体制を組織する。
- ・事案への対応については、適切なメンバー構成を検討し、迅速かつ効果的に対応する。また、必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携して対応する。
- ・問題が解消したと判断した場合も、その後の児童の様子を見守り、継続的な指導・支援を行う。

3 いじめの防止等に関する具体的な取組

(1) いじめの未然防止の取組

- ア 児童同士の関わりを大切にし、互いに認め合い、ともに成長していき、「心の居場所」となるような学級づくりを進める。
- イ 児童の活動や努力を認め、自己肯定感を育む授業づくりに努める。
- ウ 教育活動のあらゆる場・機会を通して、発達段階を踏まえた道徳教育・人権教育の充実を図る中で、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることのできる児童を育成する。また、体験活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。
- エ 情報モラル教育を推進し、ネットの正しい利用とマナーについて理解させることで、児童がネットいじめの加害者や被害者にならないよう継続的に指導する。

(2) いじめの早期発見の取組

- ア いじめアンケートや教育相談を学期に1回定期的実施し、児童の小さなサインを見逃さないようにする。また、いじめ防止対策をきめ細かにを行い、児童一人一人を大切にした指導に努める。
- イ 教師と児童との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。
- ウ いじめ相談電話等、外部の相談機関を紹介し、児童が相談しやすい環境を整える。

(3) いじめに対する措置

- ア いじめの発見や通報を受けたら「いじめ・不登校対策委員会」を中心に組織的に対応する。
- イ 被害児童を守り通すという姿勢で対応する。
- ウ 加害児童には教育的配慮の下、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。
- エ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家や、警察署、児童相談所等の関係機関との連携の下で取り組む。
- オ いじめが起きた集団への働きかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。
- カ ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。

4 重大事態への対応

- (1) 重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告をし、「重大事態対応フロー図」に基づいて対応する。
- (2) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「いじめ・不登校対策委員会」を開催し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。
- (3) 調査結果については、被害児童、保護者に対して適切に情報を提供する。

5 学校の取組に対する検証・見直し

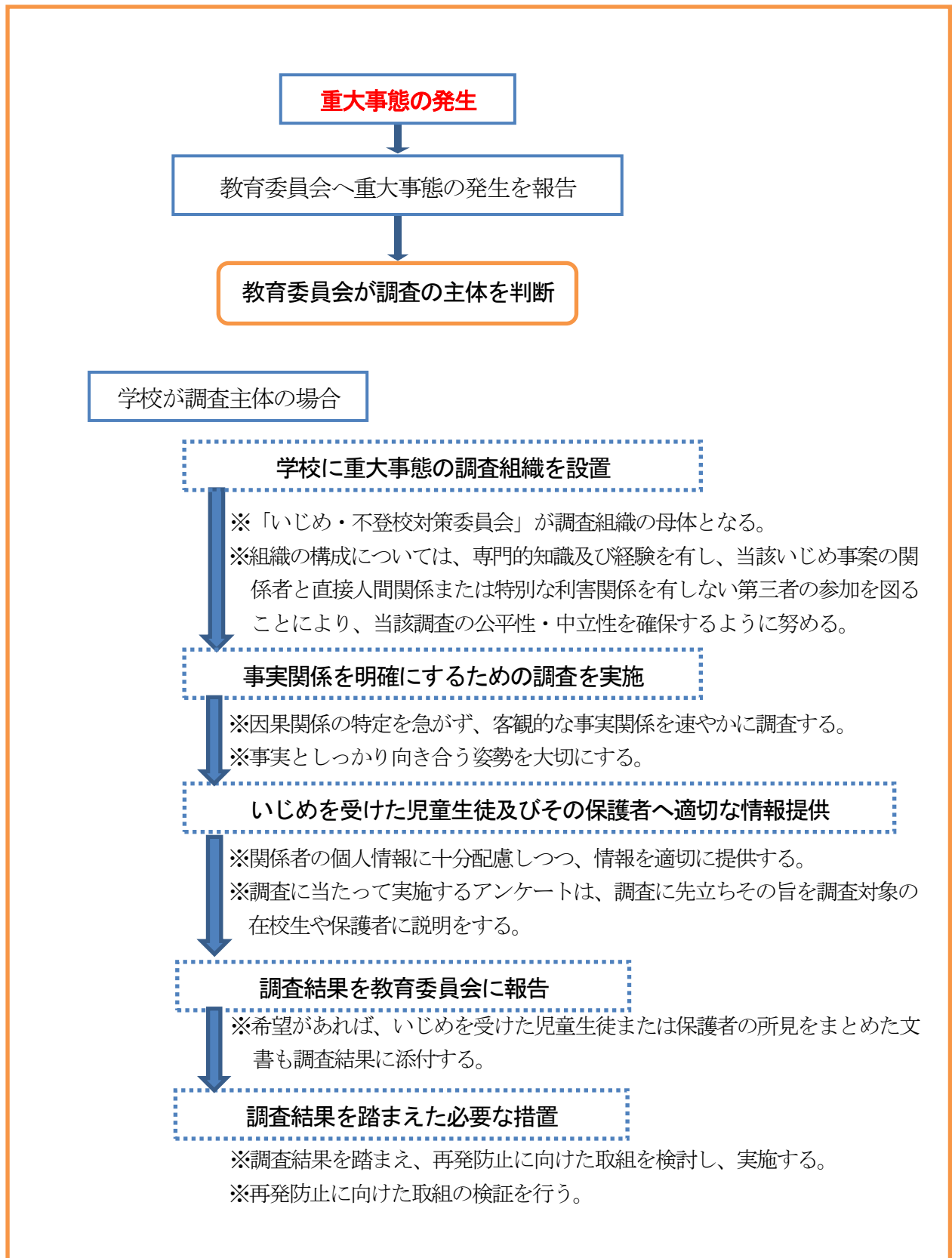
- (1) 豊山小学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、PDCAサイクル（PLAN→DO→CHECK→ACTION）で見直し、実効性のある取組となるよう、努める。
- (2) いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取組評価及び保護者への学校評価ア

- ンケートを実施し、「いじめ・不登校対策委員会」でいじめに関する取組の検証を行う。
- (3) 学期毎に実施する教育相談時の児童アンケートを集約し、随時学校の取組に対する検証や見直しを行う。

6 その他

- (1) いじめ防止に関する校内研修を計画し、児童理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努める。
- (2) 「豊山小学校いじめ防止基本方針」をホームページに掲載する。
- (3) 長期休業中の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止に取り組む。

【重大事態の対応フロー図】



＜いじめ防止等に関する取組 年間計画＞

豊山小学校

		「いじめ・不登校対策委員会」 (全体会は、原則月1回以上開催)	未然防止の取組	早期発見の取組	保護者・地域との連携
4月	P ↓ D C ↓ A ↓ P へ	○「学校いじめ防止基本方針」の内容の確認	○相談室やS Cの児童生徒、保護者への周知 ○学級開き、学年開き	○いじめ相談窓口の児童生徒、保護者への周知 ○発育測定 ○通学団会議	○「豊山小学校いじめ防止基本方針」をHPに掲載
5月				○「心のアンケート(いじめアンケート)」 ○教育相談週間	○自宅確認 ○運動会
6月			○リサイクル活動(異年齢集団活動) ○児童集会(異年齢集団活動)	○発育測定	○民生委員・児童委員との交流・連絡会
7月		○全教職員によるいじめ防止対策の見直し		○通学団会議	○個人懇談会
8月		○中間評価→検証 ○現職研修①「児童生徒理解と学級づくり」			
9月				○発育測定	
10月			○福祉実践教室		
11月			○リサイクル活動(異年齢集団活動) ○赤い羽根共同募金活動	○「心のアンケート(いじめアンケート)」 ○教育相談週間 ○発育測定	○学校公開
12月		○現職研修②(ケーススタディ)	○人権週間(講話) ○児童集会(異年齢集団活動)	○通学団会議	○個人懇談会
1月		○全教職員による「取組評価アンケート」の実施→検証 ○自己評価	○児童集会(異年齢集団活動)	○発育測定 ○「心のアンケート(いじめアンケート)」 ○教育相談週間	○保護者への学校評価アンケート
2月			○情報モラル指導(ネットモラル) ○卒業生を送る会	○通学団会議	○学校公開 ○民生委員・児童委員との交流・連絡会
3月		○学校運営協議会の結果を検証し、「基本方針」の見直し			○学校運営協議会で「自己評価」の評価を行う。
通年		○校内のいじめに関する情報の収集 ○対応策の検討	○集会における校長講話 ○道徳教育、体験活動の充実 ○分かる授業の充実	○健康観察の実施 ○S Cによる相談 ○連絡帳の点検	○あいさつ運動(月に1回)

※いじめが発生した場合の対応については、関係する職員で共通理解を図りながら、対応していく。